

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 5 月17日
【会社名】	日本管理センター株式会社
【英訳名】	Japan Property Management Center Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 武藤 英明
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀二丁目21番 6 号
【電話番号】	03 - 3555 - 2565(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 ファイナンス&アドミニストレーション本部長 河野 隆
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀二丁目21番 6 号
【電話番号】	03 - 3555 - 2565(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 ファイナンス&アドミニストレーション本部長 河野 隆
【縦覧に供する場所】	日本管理センター株式会社大阪支社 (大阪市中央区本町 4 丁目 5 番18号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

1 【提出理由】

当社は、平成24年3月29日開催の当社第10回定時株主総会で決議した会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行について、平成24年5月16日開催の取締役会において当該新株予約権の発行を決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

1．銘柄

日本管理センター株式会社新株予約権証券

2．発行数

合計1,000個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、下記5．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

3．発行価格

無償

4．発行価額の総額

307,500,000円

5．新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 100,000株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、本新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で未行使の新株予約権について、以下の算式によりその目的となる株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} + \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

6．新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

1株につき3,075円

なお、当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式処分（ただし、新株予約権の行使による場合を除く。）する場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

7.新株予約権の行使期間

平成26年5月18日から平成28年5月17日まで

8.新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (3) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

9.新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該発行価額のうち資本組入額

1株につき1,538円

なお、払込金額が調整された場合には、調整後払込金額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、この端数を切り上げた額とする。

10.新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡による取得には取締役会の承認を要する。

11.当該取得勧誘の人数及びその内訳

当社の取締役、監査役、執行役員、従業員に対し1,000個

12.勧誘の相手方と提出会社との間の取り決めの内容

新株予約権者との取り決めは、当社と新株予約権者との間で締結する「第4回新株予約権割当契約書」において定めるものとする。